

G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合の開催に係る
パブリシティ効果測定業務委託仕様書

1 業務名

G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合の開催に係るパブリシティ効果測定業務

2 業務目的

G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合の開催に係るメディアの露出状況を把握するためにメディア露出状況を記録（クリッピング）し、広告価値を換算する。

3 履行期間

契約締結の日から令和6年（2024年）1月26日（金）まで

4 業務内容

(1) メディア露出状況の記録（クリッピング）・広告価値換算業務

メディア露出状況を記録し、別に委託者が把握した露出状況も合わせて掲載広告の価値換算を行う。

ア クリッピング・広告価値換算期間

令和4年（2022年）4月1日（金）から令和5年（2023年）12月31日（日）まで

イ 対象メディア

- ①関東エリアのテレビ局 6局以上
- ②関東エリアの全国紙、地方紙 7紙以上
- ③WEBメディア
- ④その他

上記項目のうち①～③については調査必須とする。④については、パブリシティ効果測定に効果的であると考えられるものを調査対象に含めること。

ウ 実施内容

①露出実績一覧表の作成

（掲載項目）

掲載日、媒体名、媒体社名、記事タイトル、広告価値換算額

②広告価値換算額の算出

記録した露出状況に加え、委託者が把握した記事について、広告価値換算額を算出すること。

③委託期間終了時の報告

対象期間のメディア露出状況および広告価値換算結果について、全件を記載したメディア露出状況一覧表を用いて報告を行う。

5 成果品

広告価値換算結果及び経済波及効果推計結果について、各々を報告書にまとめ、令和6年(2024年)1月26日(金)までに紙媒体及び電子媒体(CD-R、DVD-Rなど)を成果品として提出すること。

6 納入場所

茨城県水戸市笠原町978番6
G7茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会事務局
(茨城県営業戦略部G7大臣会合推進室内)

7 特記事項

- (1) 本事業実施にあたっては、委託者と十分な協議を行いながら進めることとし、この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。
- (2) 受託者は、実施に係る検討内容及び進行状況等について、委託者が報告や資料の提出を求めた場合、特段の理由なくこれを拒んではならない。また、委託者が認めた情報以外の情報を第三者へ提供及び公表をしてはならない。
- (3) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに委託者に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。)及び成果物のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって委託者又は譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。